

特定非営利活動法人 山本教育支援団体 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人山本教育支援団体という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、発展途上国の人々またはその支援をする人々や団体に対して、教育支援及び就労支援に関する事業を行い、もって当該国における持続可能な社会づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1)国際協力の活動
- (2)地域安全活動
- (3)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (4)社会教育の推進を図る事業活動
- (5)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1)経済的または社会的に脆弱な人々への教育事業
- (2)経済的または社会的に脆弱な人々への就労支援事業
- (3)自団体の教育メソッドを日本、及び世界の国際機関、政府及び地方自治体、企業、団体に普及する事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下

「法」という。)上の社員とする。なお、サポーター会員の入退会、入会金及び会費、会員資格、除名等については、別途定める。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) サポーター会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、この法人の目的に真に賛同する者とする。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

(4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 正社員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決前に通知し、当該正会員から申し出があった場合には、弁明の機会を与えなければならない。

(入会金、会費の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費は、返還しない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上7人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、理事会の推挙する者の中から総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

なお、代表権は理事長のみが保有するものとする。

2 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べる、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 正会員の除名
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任及び解任
- (6) 資産の管理の方法
- (7) 解散における残余財産の帰属

(総会の開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回、事業年度終了の日から 3 月以内に総会を開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 14 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事

項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 やむを得ない理由により会場に来ることができない正会員は、ビデオ会議、電話会議等のシステム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に出席し、表決することができる。またインターネット会議による会議も有効とし、審議及び表決することができる。この場合、その時のログを議事録に添付することとする。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 31 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 32 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮できる。

(理事会の議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 やむを得ない理由により会場に来ることができない理事は、ビデオ会議、電話会議等のシステム(発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。)によって、理事会に出席し、表決することができる。またインターネット会議による会議も有効とし、審議及び表決することができる。この場合、その時のログを議事録に添付することとする。

5 緊急を要する事項について、理事長から全理事に書面又は電磁的方法により通知し賛否を求めた場合には、書面又は電磁的方法による現理事総数の過半数を得た賛否をもって、理事会の議決とすることができる。理事会の議決について、特別に利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

6 次条の規定にかかわらず、前項の持ち回り議決の場合には、理事総数、理事長が全理事に通知した事項と通知から表決までの経緯、及び各理事の表決結果と付記意見の内容等の記録をもって議事録とする。この議事録には、代表理事及びその他の理事1名以上が記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名((書面若しくは電磁的方法による表決者、表決委任者又はインターネット会議参加者にあつては、その数を付記すること。))

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 6 章 会 計

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、同年 12 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解 散）

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 N P O 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第 54 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第 55 条 事務局長及び職員の任免は、理事会が行う。

(組織及び運営)

第 56 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

第 10 章 雑 則

(細 則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	山本 宗太
副理事長	伊東 万里子
理事	渡邊 志門
監事	飯井 敦子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 8 年 12 月 31 日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)正会員（個人、団体）入会金 0 円 年会費 36,000 円

(2)サポーター会員（個人、団体）入会金 0 円 年会費 12,000 円

役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 山本教育支援団体

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- ☒ 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- ☒ 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名	(フリガナ) 氏名		報酬の有無	役職名等
1	理事	ヤマモト ソウタ 山本 宗太		無	理事長
2	理事	イトウ マリコ 伊東 万里子		無	副理事長
3	理事	ワタナベ シモン 渡邊 志門		無	
4	監事	イイ アツコ 飯井 敦子		無	
5					
6					
7					
8					
9					
10					

令和7年度 事業計画書

特定非営利活動法人 山本教育支援団体

1 事業実施の方針

山本日本語学校の運営資金を個人資金に頼らず運営できるよう、まずは広く周知を行い、次年度の事業拡大・受益者増加のための基盤整備を行う

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業 (事業費の総費用【 1,100】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
経済的または社会的に脆弱な人々への教育事業	カンボジア山本日本語学校での学校支援の維持費を賄うための、会員および寄付促進事業	常時	オンライン	3	先生 お生 よび、徒	50名	500
経済的または社会的に脆弱な人々への就労支援事業	送り出し機関への人材紹介事業	随時	特定の場所 なし	2	学校卒業生	1名	400
自団体の教育メソッドを日本、及び世界の国際機関、政府及び地方自治体、企業、団体に普及する事業	キャリア開発のための教材作成・講演会	随時	特定の場所 なし	3	学校卒業生	10名	200

(2) その他の事業 (事業費の総費用【 0】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
なし	なし	—	—	—	—

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人 山本教育支援団体

1 事業実施の方針

山本日本語学校の運営資金を個人資金に頼らず運営できるよう、協力者・受益者のさらなる拡大を目指し、新規事業を推進する

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 1,700】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
経済的または社会的に脆弱な人々への教育事業	カンボジア山本日本語学校での学校支援の維持費を賄うための、会員および寄付促進事業	常時	オンライン	3	先生および生徒	50名	500
経済的または社会的に脆弱な人々への就労支援事業	送り出し機関への人材紹介事業	随時	特定の場所	3	学校卒業生	5名	1000
自団体の教育メソッドを日本、及び世界の国際機関、政府及び地方自治体、企業、団体に普及する事業	キャリア開発のための教材作成・講演会	随時	特定の場所	3	学校卒業生	50名	200

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 0】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
なし	なし	—	—	—	—

令和7年度 活動計算書（^予 其他事業がない場合）

特定非営利活動法人 山本教育支援団体

（単位：円）

科	目	金額	小計・合計
【A】 経常収益			
1	受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	360,000 360,000	720,000
2	受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益	100,000 0	100,000
3	受取助成金等 受取補助金	0	0
4	事業収益 経済的または社会的に脆弱な人々への教育事業収益 経済的または社会的に脆弱な人々への就労支援事業収益 自団体の教育メソッドを日本、及び世界の国際機関、政府及び地方自治体、企業、団体に普及する事業	500,000 100,000 200,000	800,000
5	その他の収益 受取利息		0
経常収益計			1,620,000
【B】 経常費用			
1	事業費		
	(1) 人件費 給料手当 役員報酬 退職給付費用 福利厚生費	0 0 0 0	0
	(2) その他経費 会議費 旅費交通費 施設等評価費用 減価償却費 印刷製本費 団体ホームページ制作費	200,000 400,000 0 0 200,000 300,000	1,100,000
事業費計			1,100,000
2	管理費		
	(1) 人件費 役員報酬 給料手当 退職給付費用 福利厚生費	0 300,000 0 0	300,000
	(2) その他経費 消耗品費 水道光熱費 通信運搬費 地代家賃 旅費交通費 減価償却費	0 0 0 0 0 0	0
管理費計			300,000
経常費用計			1,400,000
当期経常増減額 【A】－【B】・・・①			220,000
【C】 経常外収益			
	固定資産売却益 過年度損益修正益	0 0	
経常外収益計			0
【D】 経常外費用			
	固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損	0 0 0	
経常外費用計			0
当期経常外増減額 【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額 ①+②・・・③			220,000
	法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000
	設立時正味財産額・・・⑤		0
次期繰越正味財産額 ③－④+⑤			150,000

予
令和8年度 活動計算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 山本教育支援団体

(単位：円)

科 目	金 額	小計・合計
【A】 経常収益		
1 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	360,000 360,000	720,000
2 受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益	100,000 0	100,000
3 受取助成金等 受取補助金	0	0
4 事業収益 経済的または社会的に脆弱な人々への教育事業収益 経済的または社会的に脆弱な人々への就労支援事業収益 自団体の教育メソッドを日本、及び世界の国際機関、政府及び地方自治体、企業、団体に普及する事業	500,000 1,000,000 200,000	1,700,000
5 その他の収益 受取利息		0
経常収益計		2,520,000
【B】 経常費用		
1 事業費		0
(1) 人件費 給料手当 役員報酬 退職給付費用 福利厚生費	0 0 0 0 0	
(2) その他経費 会議費 旅費交通費 施設等評価費用 減価償却費 印刷製本費 団体ホームページ制作・運用費	300,000 700,000 0 0 300,000 400,000	1,700,000
事業費計		1,700,000
2 管理費		
(1) 人件費 役員報酬 給料手当 退職給付費用 福利厚生費	0 600,000 0 0 0	600,000
(2) その他経費 消耗品費 水道光熱費 通信運搬費 地代家賃 旅費交通費 減価償却費	0 0 0 0 0 0	0
管理費計		600,000
経常費用計		2,300,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①		220,000
【C】 経常外収益		
固定資産売却益 過年度損益修正益	0 0	
経常外収益計		0
【D】 経常外費用		
固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損	0 0 0	
経常外費用計		0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③		220,000
法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000
前期繰越正味財産額・・・⑤		150,000
次期繰越正味財産額③－④+⑤		300,000

特定非営利活動法人 山本教育支援団体設立趣旨書

<背景・現状・活動実績>

発展途上国の人々またはその支援をする人々や団体に対して、日本語教育を教育費無償で、カンボジアのシェムリアップ州を中心に、過去30年以上に及び、実施してきた。

功績とし、学校の卒業生は現地のツアーガイドになり生計が立てられるようになるなど、日本語の教育を通じて就労の支援を行うこと、またシェムリアップにおける観光業の発展にも寄与してきた。

<問題>

学校は、祖父の経営してきた旅行会社の利益で運営してきたが、コロナ禍を経て観光業が衰退した。観光業の利益で運営が難しくなり、現在は限りある祖父の遺産で学校運営を行っており、資金面で持続的に学校運営を行えない問題・課題を抱えている。他方で、日本では少子化の影響から労働力不足が問題となっており、他業種で労働力が求められている。

<あるべき姿>

これ迄は、カンボジア国内で故山本宗夫の個人資金を主な原資とし運営を行ってきたが、当学校の支援者が多岐にわたることや、持続的にその活動を維持していくためには、より多くの支援者に支えられながら持続的に学校運営ならびにその他活動に従事できる仕組みづくりが必要である。

仕組みづくりとして、日本の不足している企業で働けるように支援する仕組みづくりを行いたい。また、カンボジアをロールモデルとしつつ、周辺諸国でも同様な課題に直面している人々や団体に対して、活動の輪を広げていくことを目指す。

<法人格取得の目的>

これ迄の活動はカンボジア国内で完結したが、今後日本の企業や支援者と取り組みを拡大していく為に日本を拠点とする必要である。また、特定非営利活動法人となり、法令等で定められた書類の作成・提出、一般市民への情報公開などを適切に行い、社会的信用を得、健全な法人運営が可能と考えている。

<申請にいたるまでの経過>

平成8年に山本日本語学校を設立、平成10年に初回の卒業生を輩出。その後継続して卒業生を輩出し、現在では650名を超えるカンボジア人が日本語を使い活躍している。また既に閉校したが、カンボジアの前ではチェンマイで日本語学校の運営を行っていた。

令和7年3月21日

設立代表者

氏名

山本 宗太

